

令和4年度 第2回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月29日 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (9人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	3番	大武委員
	4番	丹治委員
	5番	欠員
	6番	宮尾委員
	7番	森委員
	8番	守谷委員
	9番	木村委員

4 欠席委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部局長

事務次長 末永次長

農地係 田村主事

農地係 眞坂主事

7 会議の概要

水野会長 ただいまの出席委員数は9人です。定足数に達しておりますので令和4年度第2回総会を開会致します。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間を縮小して開催いたしますので、よろしくお願いします。

それでは早速、日程に入らせていただきたいと思います。

日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第二、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、3番大武和廣君、4番丹治貞二君を指名致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。

阿部局長 日程第3、事務報告。令和4年6月1日から令和4年7月28日まで。

6月1日から6月2日、令和4年度市町村農業委員会職員研修会をオンライン方式により、役場庁舎内で実施をしております。阿部局長と、小高主事が出席しております。内容につきましては、農業委員会職員の基礎研修ということで、農業委員会法に基づく農業委員会の業務、農地の権利移動、農地転用許可制度、農地法第18条（農地等の解除の制限）、遊休農地に関する措置、農業委員会のサポートシステムについての研修を受けたところです。

6月3日、令和4年度第1回猿払村農業委員会総会を役場第5会議室にて開催しております。委員7名、事務局5名の出席により開催いたしました。

議案につきましては、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和4年度農業委員会の活動計画についての議題とし、全て可決されました。

7月7日、担い手育成センター事業地区別推進会議が当麻町で開催しております。末永次長が出席しております。

内容につきましては、令和4年度北海道農業担い手センター事業の基本方針及び重点推進事項、令和4年度北海道農業公社担い手本部各課所管事業、北海道農政部技術普及課所管事業、北海道立農業大学校所管事業、農業研究保本部花・野

菜技術センター所管事業、北海道農業会議所管事業、北海道信用農業協同組合連合会所管事業、日本政策金融公庫所管事業についての内容でした。

7月7日、令和4年度市町村農業委員会事務局長研修会が札幌市で開催しております。阿部局長が出席しております。

内容につきましては、農業委員会を取り巻く情勢について、農業経営基盤強化促進法に一部改正について、情報収集等業務効率化支援事業によるタブレット端末の導入について、農地利用最適化交付金事業について、農業委員会サポートシステムについて、違反転用の対応について、農業委員への女性の登用促進についての研修を受けてきております。

7月8日、令和4年度ニューファーム睦会総会が役場で開催しております。事務局3名が出席しております。

内容につきましては、令和3年度の事業報告及び収支決算、令和4年度の事業計画及び収支予算書案について承認されました。

7月19日から20日の2日間、令和4年度農業者年金業務担当者区別研修会が旭川市で開催しております。小高主事が出席しております。

内容につきましては、農業者年金被保険者も資格管理と事務、農業者年金保険料納付と運用、農業者年金受給の仕組みと事務、死亡に関する給付と届出、経営移譲年金及び特例付加年金の支給停止と仕組みと事務についての研修を受けてきております。

7月25日、令和4年度自作農財産管理担当者職員研修会が札幌市で開催しております。末永次長が出席しております。

内容につきましては、国有農地の管理・処分の事務、道内における国有農地の管理・処分状況、財務省への引継等、無断使用財産の是正、国有農地の売払い国有農地等管理処分事業管理事務交付金、登記記録等の調査についての研修を受けております。

内容については以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。令和4年7月29日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

今回提出された法人につきましては、有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇の3社となっております。3社の報告につきましては附属資

料見出し議案第1号にチェックリスト、報告書、決算書の写しが添付してありますので、確認をして頂きたいと思いますので宜しくお願い致します。

以上です。

委員一同 (一同回覧)

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

阿部局長 日程第5、議案第2号、農地法第4条第の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたので、ご審議願います。令和4年7月29日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件としては1件です。所在につきまして芦野 2141 番地1、現況、採草畑。面積は71, 935㎡のうち1, 134. 11㎡。利用者につきましては〇〇〇〇氏となっております。この農地につきまして、附属資料の議案番号2番をめくって頂きたいと思います。

内容につきましては、農業用施設との位置関係や、周辺の地形を考慮すると当該地以外で条件があった土地がないと判断の元に、今回の申請を承っています。最後に今回の位置図と、その位置図に対する転用の利用計画の方を記載してご置きます。審査基準につきましても、ある一定の1番から4番までの該当項目の方につきましては、下記のとおり確認となっております。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、その他。その他として、事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第2回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦勞様でした。

議 長 水 野 正 継

会議録署名委員 木 茂 和 広

会議録署名委員 丹 江 良 二